

# 若 潮 会 々 則

( 名 称 )

第1条 本会は鹿児島県立鹿児島水産高等学校若潮会と称する。

( 所 在 地 )

第2条 本会は本部事務局を鹿児島県立鹿児島水産高等学校内に置き、支部を便宜地に置く。

2. 支部を組織しようとするものは、あらかじめ本部事務局に組織範囲並びに予定構成会員を申請するものとする。
3. 会長は、この申請にもとづいて役員会に於いて審議の上承認するものとする。この場合の組織範囲については、会員の分布遠近など実態に即して決定する。

( 目 的 )

第3条 本会は会員相互の親睦を図り母校の発展とともに産業の振興に寄与することを目的とする。

( 事 業 )

第4条 本会は目的達成のため下記事業を行う。

1. 会員相互の親睦，連絡に必要な事項
2. 会誌，会員名簿の発行（10年毎）
3. 母校の振興に関すること
4. その他目的達成に必要と認める事項

( 会 員 )

第5条 本会は下記の会員をもって組織する。

1. 正会員

鹿児島県立商船水産学校水産科を卒業した者  
鹿児島県立枕崎水産学校を卒業した者  
鹿児島県立枕崎高等学校第一部を卒業した者  
鹿児島県立枕崎水産高等学校を卒業した者  
鹿児島県立鹿児島水産高等学校を卒業した者  
鹿児島県立鹿児島水産高等学校専攻科を卒業した者

2. 準会員

元鹿児島県立商船水産学校「航海科」「機関科」を卒業した者  
前項の諸学校に籍を置いた者で支部に於いて推薦し役員会の承諾を得た者

3. 特別会員

正会員以外の鹿児島県立鹿児島水産高等学校の職員

4. 名誉会員

第1項の諸学校の教職にあり本会発展上功績のあった学識名望のある者で推薦された者

5. 賛助会員

本会の趣旨に賛同し総会において推薦された者

明治43年	鹿児島市の県立商船水産学校に水産科が設置される。
昭和4年	商船水産学校と薩南工業学校枕崎分校造船科が合併，県立枕崎造船水産学校となり，鹿児島市から枕崎市に移転。
昭和6年	県立枕崎水産学校となる。
昭和23年	県立枕崎高等学校が設置され，第1部が水産学校，第2部が高等女学校となる。
昭和24年	県立枕崎水産高等学校として独立。
昭和36年	県立鹿児島水産高等学校となる。
昭和46年	枕崎市花渡川河口付近から現在の場所に移転。

( 役 員 )

第6条 本会に下記の役員を置く

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 3名
3. 理 事 若干名 (枕崎, 鹿児島3名, 他支部2名, 学校2名)
4. 監 事 3名 (枕崎2名, 鹿児島1名)
5. 名誉顧問 歴代会長
6. 顧 問 若干名
7. 特別相談役 若干名

( 役員の仕事 )

第7条 会長は本会を代表し一切の会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し, 会長に事故ある時は之を代理する。
3. 理事は会長の指示を受け諸般の会務を処理する。
4. 監事は年1回本会の会計事務を監査する。
5. 名誉顧問は本会の重大事項に関する会長の諮問に応える。
6. 顧問は本会の運営について会長の諮問に応える。
7. 特別相談役は本会の運営に多大な功労のあったもので, 会長の諮問に応える。

( 役員を選出 )

第8条 会長, 副会長, 監事は総会において選出する。

2. 理事は各支部総会で選出する。
3. 顧問は総会で承諾し会長が委嘱する。

( 役員の任期 )

第9条 役員の仕事は2か年とする。但し後任者の就任する迄その職務を行うものとする。

( 役員会 )

第10条 会長が必要があると認めた時は役員会を召集する。

( 総 会 )

第11条 総会は2年毎に開催し, 決議は出席会員の過半数を以て決議する。但し委任状を提出した者は出席とみなす。

2. 役員会において必要と認めた時、及び正会員の3分の1以上の要請があった時は臨時に開催するものとする。

( 議長を選出 )

第12条 議長は総会において会員中より選任する。

( 予算・決算 )

第13条 予算, 決算, その他必要な事項は総会において定める。

( 会 計 )

第14条 本会の経費は終身会費，寄附金，その他の収入を以て之に充てる。

( 会 費 )

第15条 会費は終身会費として金3,000円を正会員となると同時に納入するものとする。

( 会計年度 )

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

(表彰及び除名)

第17条 本会の発展に功績のあった者は総会の決議により表彰する。

2. 本会の会員として対面を汚した者又は会の活動を著しく阻害する行為のあった者は総会の決議により除名する。

( 住所変更 )

第18条 会員は住所，氏名，職業等に変更があった時は本会事務局に通知するものとする。

( 支 部 )

第19条 各支部会則は各支部毎に定めるものとする。

(施設及び管理委員会)

第20条 若潮会館を鹿児島水産高等学校PTAと共有施設して校内に保有する。その管理についてはPTAと共に管理委員会を構成する。

2. 委員の構成は枕崎支部長，副支部長，鹿児島支部長並びにPTA正副会長とする。

第21条 この会則は昭和58年2月19日より実施する。

この会則は平成3年2月より実施する。

この会則は平成7年2月より実施する。

この会則は平成10年2月より実施する。

この会則は平成22年7月20日より実施する。

この会則は平成28年7月16日より実施する。